令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：大崎市　　令和８年１１月１日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９２．６％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９６．２％
全職員	８２．５％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で
定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	９６．５％
本庁課長相当職	９５．７％
本庁課長補佐相当職	９４．１％
本庁係長相当職	８８．４％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９３．９％
３１～３５年	９０．７％
２６～３０年	９４．４％
２１～２５年	９１．５％
１６～２０年	８９．４％
１１～１５年	８７．２％
６～１０年	８８．５％
１～５年	９４．５％

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、勤務日数等が一定ではないパートタイム会計年度任用職員を含めずに算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	２０．２％

【説明欄】

・市長部局における割合
・男女別管理職登用比率 男性 83 人／554 人（14.9%） 女性 21／428 人（4.9%）
・2026 年 4 月時点の管理的地位にある女性職員：21 人（管理的地位にある総職員数 104 人）

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	１１．８％
本庁課長相当職	２４．３％
本庁課長補佐相当職	３０．８％
本庁係長相当職	５２．５％

【説明欄】

2026 年 4 月時点
本庁部局長・次長相当職：4 人（本庁部局長・次長相当職の総数：34 人）
本庁課長相当職：17 人（本庁課長相当職の総数：70 人）
本庁課長補佐相当職：33 人（本庁課長補佐相当職の総数：107 人）
本庁係長相当職：93 人（本庁係長相当職の総数：177 人）

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	６４．３％
女性	１００％

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－　％
女性	１００％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	％	％	％	％
１週間以上２週間未満	％	％	％	％
２週間以上１月以下	３３．３％	％	％	％
１月超３月以下	６６．７％	％	％	５０％
３月超６月以下	％	％	％	５０％
６月超９月以下	％	１５．４％	％	％
９月超 12 月以下	％	６１．５％	％	％
12 月超 24 月以下	％	１５．４％	％	％
24 月超	％	７．７％	－	－

【説明欄】

・市長部局における数値

・会計年度任用職員男性の育休取得対象者なし

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	７．５時間／月
内部部局等以外	時間／月

【説明欄】

・市長部局における数値